

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第5管理期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和元年8月29日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

73.9パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：1,330.7キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,800.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

「第5管理期間中には達しない」

（考え方）

- ・4月1日から8月28日までの当該採捕の数量：1,330.7キログラム
- ・過去3カ年の8月における1日あたりの平均採捕量：11.3キログラム
- ・過去3カ年の9月から翌年3月までの平均採捕量：173.5キログラム

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、檜山振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第5管理期間（平成31年4月1日～令和2年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和元年8月29日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

71.0パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：852.0キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,200.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

「第5管理期間中には達しない」

（考え方）

- ・4月1日から8月28日までの当該採捕の数量：852.0キログラム
- ・本年8月における1日あたりの平均採捕量：30.4キログラム
- ・過去3カ年の9月から翌年3月までの平均採捕量：83.2キログラム